

仕様書等に対する質問・回答書

物品・委託役務等の名称：東広島市水道事業水道料金等徴収・給水装置関連業務

No	質 問 事 項	回 答
1	公告1(7)事業予算額について5年間総額の表記がございますが、年度毎の事業予算額は設定されておりますでしょうか。	年度ごとの事業予算額は公表しておりません。 なお、本業務は契約期間を通じて同一の業務内容を予定しているため、参考として事業予算額を5年間で均等に按分した場合、1年度当たりの金額は239,232,400円(税込)となります。
2	仕様書 別紙 経費区分について(2)郵送料・印刷帳票について、年間での郵便物発送件数、各印刷帳票の枚数をご教示ください。	令和6年度における郵便物発送件数は205,078件で、印刷帳票枚数は418,500枚です。
3	提案書作成要領について ・社名、所在地、ロゴマークその他提案者を特定できる記載を行わないこととありますが、現存する支店名、受託事業体名、配置者の氏名、経歴(配属先・役職等)は記載可能との認識でよろしいでしょうか。	副本については、審査の公正を期すため、社名、所在地、ロゴマークその他提案者を特定し得る情報の記載は行わないでください。 ただし、提案書作成要領において記載を求めている業務実績、配置予定者の資格、業務経験その他審査に必要な事項については、この限りではありません。 なお、配置予定者の氏名、顔写真、支店名、会社名その他提案者を特定し得る情報や、「現行受託者であるため引継ぎ期間を要さない」など提案者を推認させる記載は行わないでください。
4	仕様書P7 18再委託等 令和5年12月に一部改正された「個人情報保護法規則・ガイドライン」(令和6年4月1日施行)では、「その他の保有個人情報の安全管理のため必要かつ適切な措置」に保有個人情報として取り扱われることが予定されているものも対象となっています。また、従前より委託先との契約においては、再委託先の選定に関する条項を盛り込むこと、委託先(再委託先を含む。)が個人情報について不適切な取扱いを行ったときは法違反と判断される旨の記載があります。検針員は従業員としての雇用を必須とし、個人事業主として契約することは再委託に該当する理解でよろしいでしょうか。	個人事業主へ検針業務を委託する場合は、再委託に該当するものとして取り扱います。再委託を行う場合は、仕様書第1章18の規定に基づき、あらかじめ委託者の承諾を得てください。

5	仕様書P.10 窓口業務（４）ウ 分水作業について 分水作業を実施するにあたり、新庁舎に作業用の給水塔は設置される予定でしょうか。 設置されない場合は、旧庁舎へ移動して作業を実施する想定でしょうか。	給水塔は今年度内に設置予定ですが、設置できない場合は旧庁舎へ移動して作業実施となります。
6	仕様書P18 第２章委託業務の内容 ７ 調定収納業務(７)返送郵便物の年間件数をご教示ください。	令和６年度における返戻郵便物の件数は1,124件です。
7	仕様書P20 第２章委託業務の内容 ７ 調定収納業務(14)減免申請書について年間処理件数をご教示ください。	令和６年度における減免申請件数は190件です。
8	仕様書P.20 調定・収納業務(15)月末集計について ・仕様書では「料金システムから調定額等の必要なデータを抽出する」とありますが、具体的なデータの抽出方法及び抽出したデータと突合・確認する帳票等についてご教示ください。 ・月末集計表について、提出方法は紙媒体・データのいずれを想定されていますでしょうか。データの場合は、ファイル形式や提出方法についてご教示ください。 ・月末集計表は毎月15日までに提出することとされていますが、前月分の収納状況等の確認開始から集計表の作成・提出までに必要な標準的な作業期間及び現在の作業体制（人工数）をご教示ください。 ・過年度調定増減表について、現在使用している様式がある場合は、様式及び作成方法をご提示いただけますでしょうか。また、作成の対象の年度・件数等の業務量についてご教示ください。	月末集計は、料金システムから調定関連帳票、収納関連帳票、還付に関する帳票、充当に関する帳票等を抽出して作成しています。詳細な抽出方法、作成手順及び集計資料については、受託者決定後の引継ぎにおいて説明しますが、一般的なシステム操作及び Excel 操作によるものです。 月末集計表の提出は、紙媒体及び電子データにより行っています。電子データについては、所定のフォルダへ保存する方法により提出していただき、ファイル形式は Excel 及び PDF です。 月末集計業務は、各種帳票の抽出、還付・充当処理の確認、過年度調定増減の整理、月末集計表の作成及び日計表との照合等を行う業務です。月初から15日頃までの間に断続的に実施しており、作業量は月ごとの調定更正件数、還付件数等により変動します。 過年度調定増減表については、現在使用している様式がありますが、様式及び作成方法の詳細については契約締結後の引継ぎにおいて説明します。対象年度は過去６年度です。令和６年度実績は、上水の過年度調定増125件、過年度調定減23件、下水の過年度調定増85件、過年度調定減９件です。 なお、令和６年度における還付の件数は1,269件、充当の件数は462件です。

9	仕様書P.27 給水装置工事業務（５）ウ 分岐立会について ・分岐立会に必要なとなる工具類・器具類について、委託者から貸与されるものはありますでしょうか。 - 貸与されない場合は、受託者にて準備・購入する必要がありますでしょうか。 - また、ヘルメットや安全靴等の保護具についても、受託者側で準備する認識でよいでしょうか。 ・分岐立会に要する標準的な所要時間は、どの程度でしょうか。 ・分岐立会時に指定工事店が事故等を発生させた場合の、責任区分及び対応方法についてご教示ください。	残留塩素濃度測定器が必要となり、委託者から貸与します。受託者には作業着、ヘルメットを準備していただく必要があります。なお、安全靴については必要ないと想定しています。 要する時間は、30分から1時間程度を想定しています。 事故が起こった場合の責任は、指定給水装置工事業業者にあり、施工した指定給水装置工事業業者から、速やかに委託者へ連絡することになります。事故後の対応については委託者で行います。
10	仕様書P.28 メーター管理業務（４）カ メーター位置等の問い合わせについて ・指定工事店等の業者へ鍵の貸出しや暗証番号の伝達により、鍵紛失、暗証番号漏えい等により事故が発生した際の責任区分および対応方法についてご教示ください。	メーター取替業務受託者の管理不備により、鍵の紛失や暗証番号の漏洩等の事故が発生した場合、メーター取替業務受託者が責任を負うものとします。 また、事故が発生した際は、受託者は速やかに委託者及び建物管理者へ報告するとともに、現地調査や経緯の確認を行い、必要な措置を講じるものとします。事故により生じた損害について賠償が必要となった場合は、受託者がその責任を負うものとします。
11	仕様書P.28 メーター管理業務（４）ア メーター取替のお知らせについて ・口径50mm以上の水道メーターについて、別途作成する「水道メーター取替についてのお知らせ」を送付した後、所有者または使用者からの交換日程等に関する問い合わせ・返答については、受託者が対応する想定でしょうか。	水道メーターの取替業務受託者から水道メーター所有者又は使用者に取替日程等について連絡することとしていますので、受託者が対応する想定はしていません。
12	仕様書P35 第5章 収納率等について過去3年分の収納率をご教示ください。	過去3年度の収納率（現年度及び過年度の合計）は、令和6年度96.87%、令和5年度96.66%、令和4年度96.75%です。